

令和4年度第1回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

令和4年9月29日（木） 午後7時00分～午後8時40分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 齋藤利之委員 佐々木香委員 大谷詩織委員 米倉寿美子委員
橋本脩委員 金野博志委員 池邊照彦委員 今野稔恵委員 波田桃子委員
鹿島洋子委員 大山裕美委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
児童青少年課長
児童青少年係長
子ども家庭支援センター主査
保育・幼稚園係長
子ども政策担当主査
健康課主査

欠席者の氏名

物井かおり委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて
- 4 その他
- 5 閉会

1 開会

・会長

東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

委員の半数以上の方が出席されておりますので、本会議は成立しております。

なお、令和4年4月1日付で〇〇委員が異動となり、新たに〇〇委員に加わっていただきました。〇〇委員より一言自己紹介をいただければと思います。〇〇委員、よろしくお

願います。

・委員

皆様、こんばんは。東京都小平児童相談所、所長の〇〇でございます。地域の皆様には、いつも大変お世話になっております。微力ながらも、お手伝いできればと思っておりますので、皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

・会長

ありがとうございます。微力と言わず、全力でいろいろとお力添えいただければと思います。

それでは、事務局より本会議での議題内容等につきまして、ご説明をお願いいたします。

2 市長挨拶

・事務局

事務局の〇〇でございます。

議題内容等の説明に入る前に、令和3年12月28日付で、富田市長が新たに東久留米市長に就任いたしました。委員の皆様にご挨拶をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。市長、お願いいたします。

・市長

改めまして、皆さん、こんばんは。今、ご紹介ありました、昨年の12月28日に市長に就任をさせていただきました富田と申します。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日は大変お忙しい中、令和4年度第1回東久留米市子ども・子育て会議にご出席をいただきまして、委員の皆様方には心より感謝申し上げます。

私自身、自分自身も子育て中ということもありますけれども、子どもたち自身、子育て支援というものが大変重要であり、子どもたち自身への支援というものに力を入れていきたいということを常々発信をしております。近いところでいいますと、コロナの関係の交付金を活用させていただいて、おうち時間支援事業ということで、18歳以下の子どもたちに図書カードを配ると、こういう事業も展開をして、まさに今ちょうど配り始めるころですかね。そういったことも一例としてあります。なかなか東久留米市は、ご案内のとおり、財政状況が決して豊かではありませんけれども、子育て支援、その中でも、子どもたち自身への支援というものにも着目して、しっかりと今後も力を尽くしていきたいというふうに思っています。その意味でも、まさに子ども・子育て会議、子育て支援の分野について、本当に熱心にご議論をいただいております。今、諮問をさせていただいている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定についてなど、様々ご意見をいただきながら、子どもたちが本当に伸び伸びと健やかに成長できる東久留米、皆さんと一緒にやっていきたいというふうに思っております。様々本当にお忙しい中、ご参加をいただいております。ご意見をいただきながら、私どもも力を尽くしてまいりますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

すいません。私、ちょっと冒頭で失礼をさせていただきます。失礼をお許しいただきました

と思います。本当に今後ともよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

・事務局

市長、ありがとうございました。市長は公務の関係で、ここで退席をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

・市長

申し訳ございません。よろしくをお願いします。ありがとうございました。

・事務局

続きまして、事務局に令和4年4月1日付、8月15日付にて人事異動がございました。4月1日付で健康課長に佐川、8月15日付で児童青少年課長に桑原が配属となりましたので、ご挨拶をさせていただきます。

なお、健康課長につきましては、本日、業務の関係で欠席をさせていただいておりますので、まず、児童青少年課長のほうから挨拶をさせていただきます。

・児童青少年課長

皆様、こんばんは。8月15日付で児童青少年課長を拝命いたしました桑原と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。前任としては障害福祉課のほうに配属されておりました、その後、児童青少年課長ということで着任しております。初めてのところでございますので、どうぞ皆様、よろしくお願いをいたします。

・事務局

そのほかに、事務局のほうでございますが、4月1日付にて子ども政策担当主査に森山が配属となりましたので、ご報告をいたします。

・子ども政策担当主査

皆様、こんばんは。子ども政策担当主査に着任いたしました森山と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

・事務局

それでは、私のほうから本会議の議題内容等に関しまして、ご説明をさせていただきます。

なお、本会議は、議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご承知おきください。

本日の議題内容等について、ご説明させていただきます。

まず、お手元に配付させていただきました次第にございますが、3の「子ども・子育て支援事業計画点検・評価シートについて」、4「その他」でございます。

なお、子ども・子育て会議は条例設置による会議のため、原則、対面式の会議として開催し、このコロナ禍においても、今、皆様にご足労いただく形で開催するところがございます。

ます。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点を踏まえた対応というところも重要でございますので、会議時間は午後9時までを終了時間と設定しております。

以上でございます。

・会長

ありがとうございました。

本日も大変重要な議題がございます。もとより慎重審査を妨げるものではございませんが、次第にお示ししたとおり、本会議、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止という観点から、今、事務局のほうで申し上げました午後9時を目途に終了とさせていただきたいというふうに思います。委員の皆様におかれましては、この点を踏まえて、円滑な議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ここから会議の本論に入りたいと思います。事務局に確認いたしますが、本日、傍聴の希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

・事務局

いらっしゃいます。

・会長

傍聴希望の方いらっしゃいますので、これを許可したいと思います。入場をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ソーシャルディスタンスの確保をお願いいたしますということで、どうぞお入りください。

傍聴ですけれども、入室を先着6名とさせていただきたいと思います。ご理解、ご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

傍聴の方、着席されましたので、事務局のほうから本日の配付資料の確認をお願いいたします。

なお、傍聴の方におかれましては、東久留米市子ども・子育て会議の条例運用基準に定められております傍聴人の遵守事項を留意していただきまして、議事に批評を加える、または拍手、その他の方法で可否を表さない、騒ぎ立てるなどの議事を妨害しないこと等、事項をお守りいただけますようよろしくお願い申し上げます。

・事務局

それでは、配付資料についてご確認をさせていただきます。着席にて説明させていただきます。

今回は、事前に配付させていただきました資料は2点となります。

資料1「東久留米市子ども・子育て支援事業計画点検・評価シート（令和4年9月29日版）」。資料2「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画（令和4年8月改訂版）」でございます。

本日、新たに配付する資料は、資料3「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び

提供体制に関する実施計画について」。資料4「東久留米市高校生等医療費助成事業について」でございます。配付資料の確認につきましては、以上です。

なお、前回会議以降、こども家庭庁設置に向け、子ども・子育て支援法の改正がございましたので、関連資料を各委員の卓上のフォルダに付箋をつけて追加しております。適宜ご参照のほうをお願いいたします。

以上でございます。

・会長

ありがとうございました。事務局から資料等の説明がございましたが、不足等ありましたら、挙手にてご発言いただけますか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

3 子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて

・会長

それでは、次に、次第3「子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シートについて」です。事務局、説明をお願いいたします。

・事務局

次第3に入る前に、前回会議から間が空いてありますので、事務局より東久留米市子ども・子育て支援事業計画について改めてご説明いたします。

現行の事業計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間が計画期間となっております。事業計画の策定に当たっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現況の利用状況を把握するとともに、利用希望調査としてニーズ調査などを行い、これらを踏まえて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、地域の実情に応じて、事業計画期間内における具体的な目標設定を行ってまいりました。

また、この事業計画は、毎年度、基本事項の幼児期の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に係る利用状況、施設確保方策の進捗状況などの実績を中心に取りまとめ、点検・評価という形で子ども・子育て会議の意見を聴取しながら進めており、次第3にあります事業計画点検・評価シートについては、第2期の令和3年度の点検・評価ということになります。

それでは、次第3の事業計画点検・評価シートについてご説明させていただきます。

お手元の資料1「東久留米市子ども・子育て支援事業計画点検・評価シート（令和4年9月29日版）」をご用意ください。

まず、こちらの資料の概要及び全体に関して説明させていただきまして、その後、それぞれの事業について、事業の所管課のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、点検・評価シートの一例として、利用者支援に関する事業の点検・評価を基にご説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

各事業所管課において、確保方策、実績、実績の内容、所管課による評価を記載し、実績について分析・評価を行いまして、その評価に基づいて継続して実施するようであれば、その方向性について、課題があるようであれば、その課題の解決法の方向性について、次

年度以降の方向性をお示ししております。それぞれ極力重複しないようにしながら記載してございます。

続けて、各事業のシートについてご説明いたします。

まず、1ページからの幼児期の教育・保育の提供体制の確保で1ブロック、5ページからのいわゆる13事業については、子育て支援課と健康課所管の事業説明で1ブロック、児童青少年課所管事業の説明で1ブロックとして、この後、説明してまいります。基本的に各事業担当者から、事業名、確保方策、実績、所管課による評価を説明していきます。

それでは初めに、幼児期の教育・保育提供体制の確保からご説明をさせていただきます。

・事務局

それでは、担当より説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

1ページ目から順を追って説明申し上げます。

1号認定及び2号認定ということで、こちらは主に幼稚園の内容でございます。

確保方策ですが、令和3年度1,852人に対し、実績は1,647人で、マイナス205人でございます。

実績の内容につきましては、二段落目になりますけれども、幼稚園及び認定こども園について、新制度に移行しない幼稚園が6園、新制度の幼稚園型認定こども園は1園ございまして、確保方策の実績は、合計で1,647人となりました。

なお、利用実績人数につきましては、1,336人となりました。

所管課による評価といたしましては、確保実績が減少しておりますが、提供体制については充足していると考えております。

次年度以降の方向性は、1号認定及び2号認定のうち、幼児期の学校教育の希望が強い応募者の人数に対しましては、今後とも幼児期の教育施設または新制度に移行しない幼稚園において、確保に努めていきたいと考えております。

続いて、2ページへ移ります。

保育園の2号認定でございます。

確保方策は、令和3年度1,315人に対し、実績は1,348人で、プラス33人でございます。

実績の内容としては、認可保育所、認可外保育施設における2号認定児に関し、認可保育所の新規開設による定員増加や認可外施設における増加の定員変更が行われ、3歳以上児の保育確保方策の実績は1,348人となりました。

所管課による評価としましては、確保方策は、対前年度比50人増の1,348人となりました。当初見込みの1,315人よりも33人上回っており、確保方策を達成することができたと評価しております。

次年度以降の方向性としましては、2号認定児については、確保方策を達成することができました。今後とも保育事業の動向に注視しながら、提供体制の確保に努めていきたいと考えております。

続いて、3ページ目です。

今度は、3号認定の0歳児です。

確保方策は、令和3年度256人に対し、実績は252人でマイナス4人でございます。

実績の内容については、認可保育所の新規開設や小規模保育施設及び認可外保育施設においての定員内訳変更を行ったことにより、0歳児保育の確保方策の実績は252人となりました。

所管課による評価としましては、確保方策に対する実績は、対前年度比において1名分減少しましたが、当初見込みである256名をおおむね満たすことができたと考えております。

次年度以降の方向性としましては、3号認定児0歳児ですが、確保方策をおおむね達成することができており、今後とも保育事業の動向に注視しながら、提供体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、4ページの3号認定1・2歳児でございます。

確保方策は、令和3年度939人に対して、実績は969人で、プラス30人でございます。

実績の内容は、認可保育所の新規開設、小規模保育施設の年齢区分別定員の変更などにより、実績は969人となりました。

所管課による評価としましては、確保方策に対する実績は、対前年度比で15人増加して、当初見込みである939人を達成することができたと評価しております。

次年度以降の方向性としましては、3号認定1・2歳については、これまでの説明のとおり確保方策を達成することができたとして、今後とも保育需要の動向に注視しながら、提供体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

・事務局

では、1ブロックのところは以上でございます。

ここで一旦ご質問等に。

・会長

ご説明ありがとうございました。事前資料は、皆様のご自宅のほうにあらかじめ配布されておられたと承知しておりますので、内容については事前に目を通していただいたという前提で、会議進めさせていただきます。

数字等、また、ご説明踏まえて、何かご指摘いただけるところございましたら、挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。また振り返りで、改めてちょっと気づいたことがありましたら、また、ご自由に手を挙げていただければ結構でございますので、では、一旦は、1ブロックはありがとうございました。

じゃあ、続いて、2ブロック、お願いいたします。

・事務局

それでは、続いて、第2ブロック、子ども・子育て支援事業に関する事項、13事業に関するシートの説明に入りたいと思います。

ここでは、子育て支援課の所管事業と健康課の所管事業、併せてご説明をさせていただきます。

・事務局

それでは、5ページをお開きください。

利用者支援に関する事業になります。

確保方策の表をご覧ください。令和3年度の確保方策は2か所、実績が2か所で、その差はゼロ、同じとなっております。

続いて、所管課による評価です。

まず、特定型についてでございます。

子育て中の親子や妊婦等が保育に関する施設あるいは地域の子育て支援事業の中から必要な支援を選択して円滑に利用できるような支援を実施する特定型として、一定の機能を果たしていると評価してございます。

次年度以降の方向性としましては、特定型としては、現状を維持しつつ、子育て支援等に係る施設や医療の情報について、積極的な収集・提供を継続して実施し、ニーズに応じた相談・助言等を行い、より利用者施設、事業のマッチングに努めていくとともに、関係機関との連絡調整等を進めてまいりたいと考えております。

・事務局

担当よりご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

次に、当事業の母子保健型についてでございます。

平成30年度より、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を関係機関と連携しながら行う利用者支援事業、母子保健型を開始いたしました。

妊婦面接によりハイリスク妊婦を早期に把握し、関係機関と連携しながら早期支援につなげています。

また、妊婦から乳幼児の健康や育児などの相談を随時受け、相談・助言等を行い、必要に応じ関係機関と連携しながら支援を行っております。

また、多問題家庭などに対しては、ケース検討会議を行い、関係機関と支援方法及び対応方針について検討を行っております。

所管課による評価といたしましては、核家族化が進み、さらには、コロナ禍において、妊婦や母子は孤立感を深め、悩みが深刻化するケースが増えているため、相談事業の重要度が増していると考えております。

妊娠早期からの相談支援として、妊婦全数面接を行っておりますが、経産婦の場合は、不安がなければ面接を希望しないことも多く、面接実施率は66.3%となりました。

次年度以降の方向性としましては、要支援ケースを妊娠早期から把握し、早期支援に結びつけるために、面談のほか、オンラインなども活用し、妊婦面接実施率の更なる向上を図りたいと考えております。

また、ニーズに応じた相談・助言などを行うとともに、必要時、関係機関と連携しながら支援を行うことを継続してまいります。

・事務局

続いて、6ページ、時間外保育事業、延長保育事業でございます。

令和3年度の確保方策は、1,126人に対し、実績は1,159人で、プラス33人

でございます。

実績の内容ですが、新規開設園における事業配置がございまして、1, 159人になりました。

利用実績については、900人でございます。

所管課による評価は、確保方策における実績の充足度等から見ると、保育ニーズに対応した事業が実施できていると考えております。

次年度以降の方向性としましては、確保方策の数値を達成することができましたが、今後とも保育需要の動向を注視しながら、提供体制の確保に努めていきたいと考えております。

次に、飛びまして、11ページ、病児保育事業になります。

令和3年度の確保方策が880人日のうち、実績が952人日で、72人日プラスでございます。

確保実績の内容としましては、開所日等の実績により952人日分となっております。

所管課による評価としましては、病気の回復前や回復期にある子どもを集団保育が困難な時期に保育をすることで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与しており、十分な確保ができていると評価しております。

次年度以降の方向性としましては、提供体制が確保されており、現行の事業実施により対応はできておりますが、今後は、より積極的に事業周知を図ることで、本事業に対する保護者の認知度向上に努めていきたいと考えております。

続きまして、13ページです。

こちらは、幼稚園の一時預かり事業になります。

令和3年度の確保方策は、8万1, 370人日でございまして、実績が8万8, 400人日で、プラス7, 030人日でございます。

実績の内容といたしましては、私立幼稚園6園と認定こども園1園で8万8, 400人日となっております。

所管課による評価としましては、幼稚園及び認定こども園における預かり保育または一時預かりは、原則として当該在園児を対象として、教育時間の前後または休業日に行われております。それらは、幼稚園、認定こども園を希望する就労等をしている保護者のニーズに応えるものであり、当初の確保方策の見込みを満たすことができたことと評価しております。

次年度以降の方向性としましては、今後とも本事業に係る需要の動向に注視しながら、施設と連携し、供給量の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、14ページです。

こちらは、保育園の一時預かり事業になります。

確保方策は、2万8, 060人日に対し、確保実績が2万5, 410人日で、マイナス2, 650人日でございます。

まず、一時預かり事業の数だけご説明し、ファミリーサポートセンター事業については、後ほどご説明させていただきます。

確保実績の内容としましては、公設民営園2園と私立園9園で2万5, 410人日でございます。

所管課による評価は、一時預かり事業が、保護者の傷病・入院等への対応や育児等に伴う負担軽減等のための事業でございます。確保実績は、当初の見込みを下回ったものの、各園の取組により一定の成果はあるものと考えております。

次年度以降の方向性としましては、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、確保量に比べ利用実績が大幅に下回りましたが、引き続き需要の動向に注視しながら、施設と連携し、供給量の確保に努めていきたいと考えております。

続きまして、飛びますが20ページになります。

実費徴収に係る補足給付を行う事業についてでございます。

実績については、利用実績67名でございます。

所管課による評価としましては、低所得者世帯の児童の教育・保育の利用が図られるよう、この事業によって保護者の負担が一定程度軽減が図られているものとして評価できると考えております。

次年度以降の方向性としましては、引き続き事業を実施していきたいと考えております。

次は、21ページです。

多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業ということで、実績として、事業者に対する情報提供等の支援をしてきました。

所管課による評価は、様々な事業者からの問合せなどに丁寧な対応を図るとともに、情報収集に努めた結果、新たな施設の開設が適切に進捗する等、一定の効果があつたと考えております。

次年度以降の方向性としましては、東久留米市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業を実施し、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児に係る利用料に関する支援を行ってまいります。

・事務局

続きまして、健康課所管事業についてご説明いたします。

8ページを御覧ください。乳児家庭全戸訪問事業です。

確保方策といたしましては、実施体制は、健康課の保健師10名と、東久留米市助産師会所属の助産師が5名です。

実績を御覧ください。生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況及び養育環境の把握並びに育児などに関する助言を行いました。訪問対象数が685件、それに対しまして、訪問数が673件、訪問率が98%となりました。

所管課による評価といたしましては、訪問率は昨年度より11%増加しており、コロナ禍ではありますが、昨年度は感染者数のピークアウトにより、訪問に対する保護者の不安が軽減したことなどが要因と考えられます。未熟児・病児等で入院期間が長期に及び、訪問が実施できないケースが一定数いるため、訪問率100%達成は難しい状況です。

コロナ禍での母子の孤立、産後うつ、虐待、育児困難など問題が多様化しているケースが多く、本事業を行うことにより、家庭や育児状況の把握、早期からの支援につながっていると考えます。

また、本事業による訪問ができなかった母子については、乳幼児健診時に状況把握や相談支援などを実施し、必要に応じ後日報告などを行い、フォローを実施しているところで

す。

次年度以降の方向性といたしましては、早期から適切な育児支援が提供できるよう、出産後にできるだけ全ての家庭を訪問し、育児不安の軽減や虐待予防に努めてまいりたいと思います。また、より多くの家庭の訪問ができるよう、妊娠期より積極的に本事業の周知等を継続していきます。

続きまして、16ページ、妊婦に対して健康診査を実施する事業、妊婦健診です。

都内の委託実施医療機関に委託し、妊婦健診を行っております。

実績といたしましては、妊娠届出をされたときに、妊婦健康診査受診表14回分と超音波検査1回分、子宮がん検診1回分、計16枚の受診表を発行し、都内医療機関にて妊婦健診を実施していただいております。

さらに、里帰りで都外の医療機関や助産所で妊婦健診を受診された方に対しては、別途助成を行い、妊婦健康診査の充実を図っております。

妊婦健康診査表の配布件数は、659件かける16回分の枚数、受診総数といたしましては、8,853回分です。

所管課による評価といたしましては、妊娠届出後に市外転出や流産によって妊婦健診表を使用できない妊婦が一定数存在しておりますが、妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心、安全な出産に資する事業として機能していると考えております。

次年度以降の方向性といたしましては、重要な事業であるために、継続して実施していきます。母子健康手帳交付時や妊婦面接時、両親学級や市のホームページなどにおいて、妊婦健診受診についての必要性や周知を継続してまいります。

以上です。

・事務局

第2ブロックの説明は以上となります。

・会長

長時間にわたりありがとうございました。

皆様からご意見をちょっと伺う前に、実は、こういった評価・点検シートに関しまして、毎回、数値だけで判断するのは難しいし、その数字の背景にあるものが何があるのかというところが、よく議題というか、皆さんからのご質問で出てきます。今回この評価・点検シートをご説明するに当たっては、事務方のほうには、そこをより丁寧に説明してくださいということを、この会議が始まる前に、私のほうから申入れをしております。ですので、今日、いろいろと今お話ある中で、例えば、先ほど訪問率98%ということありましたですね。家庭訪問ですね。これを、ただ単に98%、11%増えましたよ、よかったねではなくて、その背景は、コロナ禍の不安からピークアウトしたというようなことまで丁寧に説明していただきたいという、文脈の中で事務方のほうはお話していただいたところだと承知しているところです。

ただ、それを踏まえた上で、ぜひ皆さんから、この数字、もう少し教えていただきたいであるとか、この数字、別の見方したら、こういう考えができるんじゃないかなとか、せっかくだので、皆さんの専門的な知識の中、ご経験の中からお質疑いただければなとい

うふうに思っておりますが、〇〇委員、いかがですか。何かございませんか。

・委員

ありがとうございます。僭越ながら、ちょっと1点だけお話をさせていただければと思います。

1ページから4ページの間の中の話にちょっと戻らせていただくんですが、確保方策を令和6年度まで掲げていただいている、1ページ目の幼稚園は、確保実績と実績の差がかなり、311名ほど差があり、2ページ目が、2号が確保実績が1,348で、実績が1,320といったところで、2号と、あと、その3ページ、4ページ目はもう3号の話というか、この辺は、2号と3号については、基本的に確保実績と利用実績の人数というのは、正直均衡してるので問題ないと思うんですが、今後、子どもが減っていった中で、この確保方策、逆にどうやって確保していくってことも見据えて書かれているのかなというのが、ちょっと私自身気になっていて、実際に、じゃあ、減ったら、なかなか確保が難しくなっていくんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺りはどういう見解でしょうか。

・会長

事務局、お願いします。

・事務局

まず、確保方策のところ、数値については、過去の実績をベースに、アンケート調査等を基に数字のほうを設定しております。見ていただくと、それぞれ1号も、2号もみんな3号のところ、まあ3号については、基本的にここの数字が令和2年から6年に横に引いてるような状況になっております。

1号、2号につきましては、基本的には、人口が減ってくるという状況の中で、子どもの数も減っていくことは推定されていまして、その中で、見込みとして、だんだんに減っていくというような数字の設定になっているというような状況です。

・委員

いいですか。そしたら、じゃあ、この確保方策は、やっぱあくまで目安であって、その確保の方策が縮小をしていくことについては、ニーズを踏まえて、仕方がないという判断をされてるんですか。

・会長

お願いします。

・事務局

横に引いてある部分は、現状維持というか、その部分で、ある一定確保できていれば、実際に使う方が受け入れる枠は確保できているというようなところになると。減っていく部分のところを気にされているのかなということだと思っんですけども、現状、この計

画、あくまで確保方策、数字の部分ではあるんですけども、そこまで大きく減り込んでくるような数字にはなっていないような状況でありますので、その辺りは、今後の実績等を見ながら、具体的に実績と確保方策をどうやって合わせてくのかということの検討になってくのかなというふうに考えてございます。

・会長

ありがとうございます。人口減少、子どもの数が減っていくということに関しましては、これは仕方がないといえますか、自然の流れの中にございますので、ぜひ今後、この委員会の上においても、また皆様からの貴重なご意見いただきながら、新しい数字をつくる時には、また検討をしていければなというふうに思っております。

そうでしたら、〇〇委員、いかがですか。

・委員

母親目線でちょっと分からないなと思ったところが1点ありまして、妊婦健診票の話のところなんですけど、16ページ。私自身、東久留米市の病院に最初通っていたんですけど、実際その妊婦健診票、市だと使えて、それで、里帰りっていうところで、そっちでは券が使えなかったんですけど、わくわく健康プラザで、実際券が使えなかった分を、ちょっとですけど、換金してくださるよということで、替えていただいたんですけど、そういったところの部分というのは、この数字に盛り込んであったりするんでしょうか。

・会長

事務局、お願いいたします。

・事務局

里帰りでの妊婦健診の償還払いの件かと思うんですけども、この数字に盛り込んでおります。健診受診回数総計というところにも、里帰りでの償還払いで受けていただいた方の数も入っております。

・会長

よろしいですかね。

・委員

はい。ありがとうございます。

・会長

ありがとうございます。まだ順番にお聞きいたしますので、とりあえずこの段階で、1ブロック、2ブロックのところでご担当もしくは、ご自身が経験する中でご質問ある方いらっしゃいますか。もしなければ、とりあえず一旦、先進めさせていただいて、また振り返りをさせていただければというふうに思います。

では、事務局、お願いいたします。

・事務局

それでは、次のブロックでは、児童青少年課の所管事業を説明させていただきます。
まず、子育て短期支援事業からご説明させていただきます。

・事務局

それでは、子育て短期支援事業（ショートステイ）についてご説明いたします。
7ページをお開きください。

令和3年度の確保方策が730人日です。それに対する実績が730人日です。

実績の内容につきましては、保護者が出産や病気等で子どもの養育が一時的に困難なときなどに、委託先である児童養護施設にお子様を預けることで、その家庭への養育支援を行っております。

確保方策に対する実績といたしましては、一日当たりの定員が2人かける365日ということで、730人日となっております。年間の利用は、延べ331人日でした。

所管課による評価といたしましては、家庭において養育を受けることが一時的に困難になったお子様に対して、宿泊を含め、市が委託する児童養護施設に預けられる事業体制ができております。

また、年間利用者数は、確保方策に対する実績で十分に賄われておりまして、必要な支援が実施できていると考えております。昨年度と比較し、年間利用延べ人数は減少しておりますが、制度が必要な方に対して事業の周知が図られていると考えております。

次年度以降の方向性としては、現行の事業により十分に確保方策はなされておりますので、継続実施をしていく予定でございます。委託先とも連携が円滑に図られておりますので、今後も同様に事業を継続していきたいと考えています。

それでは、9ページ、養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会、その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業についてご報告いたします。

確保方策のところで、実施体制は子ども家庭支援センター職員になります。

実施機関は、東久留米市子ども家庭支援センターになります。

実績は、家庭における安定した養育が実施できるように、養育について支援が必要な家庭に対し、専門職が訪問し、具体的な育児に関する助言、指導、そのほか必要な相談、支援を実施しております。

令和3年度は598件実施いたしました。また、必要に応じて療育支援ヘルパーの派遣を行っておりまして、令和3年度は112件実施いたしました。

要保護児童対策地域協議会については、実務者会議を年3回、代表者会議を年1回開催いたしました。

所管課による評価としては、母子保健活動や乳幼児家庭全戸訪問事業等と連携しながら、育児相談、助言、指導等の支援を行っており、対象となる家庭に対して養育技術の提供や育児不安の解消について効果を上げていると考えております。

養育支援ヘルパーの派遣数は年々増加しており、支援を必要とする家庭は増加傾向にあると考えております。

次年度以降の方向性としましては、専門相談支援については関係機関の連携を強化し、研修等により担当職員の養成を継続していきます。

また、事業の周知に努め、育児支援ヘルパーを必要とする方の利用につなげていきます。引き続き、10ページになります。地域子育て支援拠点事業についてご説明いたします。令和3年度確保方策が2か所で、実績のほうは2か所になります。

実績の内容としては、地域子ども家庭支援センター上の原と地域子育て支援センターはこぶね館のほうで、就学前の子どもとその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流する触れ合いの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報提供等を行っております。

また子育てに関する悩みの相談を随時行っております。

施設の利用者数は、地域子ども家庭支援センター上の原に関しては5,288件でございます。

地域子育て支援センターはこぶね館では830件となっております。

所管課による評価としましては、子育て中の親子の交流、親にとっての学びや情報交換、子育て相談など、気軽に利用できる地域の子育て支援拠点として機能していると考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響で、地域子ども家庭支援センター上の原の利用者数が減少しておりますが、引き続き、乳幼児と保護者向けの行事と周知を行い、乳幼児連れの親子が安心して遊べる広場として、また、利用者の身近な相談窓口として市民に認識してもらえるよう、考えております。

地域子育て支援センターはこぶね館では、新型コロナウイルス感染症の影響で中止していたイベントや子育て講座を開催して、令和3年度は事業回数が増加しております。

次年度以降の方向性としましては、現行の事業により対応できていると考えております。

今後も、市民の方への周知を行って、既存の施設が有効に活用できるようにしていきたいと考えております。

・事務局

続きまして、12ページをお願いいたします。子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業でございます。

確保方策といたしましては、令和3年度は1,702人日に対しまして、実績は1,288人日という数字で、マイナス414人日でございます。

実績値につきましては、サポート会員、両方会員の合計の数値に、1人当たりの年間活動件数23件を掛けまして、そのうち就学児の割合を3分の1として算出した数字でございます。

所管課による評価といたしましては、サポート会員及び両方会員の会員数が増加しなければ、確保方策の数値を達成することは難しいという状況です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅ワークの増加や高齢会員の活動自粛の影響により、サポート会員を退会もしくは休会する会員が増加しました。

サポート会員を増加させるための、事業周知のイベントについては、事業規模を縮小しての実施となりました。

減少傾向であるサポート会員確保のため、感染症対策を実施した上で事業説明や事業周知のためのイベントを開催し、事業周知を継続していく必要があると考えております。

次年度以降の方向性といたしましては、サポート会員1人当たりの年間活動件数、サポー

ト会員数及び両方会員数について、ニーズを注視し、提供体制について検討してまいります。

続きまして、14ページをお願いいたします。

こちらは、ファミリー・サポート・センター事業の就学前児童の一時預かり事業でございます。

令和3年度の確保方策といたしましては1,863人日という数値に対しまして、実績が2,576人日で、プラス713人日となっております。

こちらにつきましても、サポート会員と両方会員の合計の数値に1人当たりの年間活動件数23件を掛けまして、そのうち未就学児の割合を3分の2として算出した数字でございます。

所管課による評価といたしましては、確保方策の数値は達成いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅ワークなどの増加や、高齢会員の活動自粛による影響により、サポート会員の退会もしくは休会する会員が増加してございます。

サポート会員を増加させるための事業周知、イベントについても規模を縮小しての実施となっております。

減少傾向であるサポート会員の確保のため、感染症対策を実施した上で事業説明や事業周知のイベント等を開催し、事業周知を継続していく必要がございます。

次年度以降の方向性といたしましては、サポート会員1人当たりの年間活動件数、サポート会員数及び両方会員数について人数を注視し、提供体制について検討してまいります。

続きまして、17ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、放課後児童健全育成事業、学童保育でございます。

令和3年度の確保方策としましては、全地区合計で1,385人、実績につきましては1,235人で、マイナス150人でございます。

地区別の内訳を次ページ以降に掲載させていただいたところでございます。

確保方策の実績としましては、特別教室等の活用に関する規定を取り交わし、特別教室等を借用し、所舎と特別教室の運用により確保に勤め、放課後児童健全育成事業の全地区の合計の実績は1,235人となりました。

所管課による評価といたしましては、第一小学校地区、第十小学校地区、本村小学校地区においては、確保方策を下回る確保実績で利用者に対応することができたことから、確保実績が確保方策に届かない結果となりました。

令和4年3月末時点で、待機児童は発生してございません。

なお、令和3年4月に第五小学校地区、第九小学校地区、小山小学校地区、南町小学校地区で待機児童が発生したものの、6月に小山小学校地区で解消し、9月に第五小学校地区、第九小学校地区、南町小学校地区で解消しております。

次年度以降の方向性としましては、小学校施設、放課後に学童保育所として活用できる特別教室等の活用により、量の見込みに対して対応する提供体制の確保を目指してまいります。

以上でございます。

・事務局

第3グループの説明は、以上で終わりということですよ。

・会長

ありがとうございました。ここのターンですけれども、できれば〇〇委員からいかがでしょうか。専門的なところからご示唆いただければと思います。

・委員

このターンでは、ちょっと今、私、専門から外れてしまうのであれなんですけど、少し戻ってもいいですか。

確保方策の観点からちょっと外れるかもしれないんですけど、実は最近相談を受けてまして、幼稚園の入園のことで相談を受けて、保育園に現在いる子なんですけど、母親の就労の関係で保育園に通えなくなるかもしれないという。ただ、家庭的な、全体的な状況として、子どもにとってちょっと保育が必要なお子さんじゃないかなというふうに個人的に思っているんです。

幼稚園に編入できないのかということ母親に話したところ、その子が来年度4歳児になる。3歳児からの幼稚園は入園が結構できるけれども、4歳児からというのがほとんど募集がない。4歳、5歳の途中からの3年保育というか、幼稚園の部分で、4歳から、5歳から入りにくいというところを聞きまして、その辺の途中入園というか、途中ではないんですけど、その部分というのはどういうふうに確保されているのか、考えられているのかというのをちょっと聞いてみたいと思ったところですよ。

・会長

それは、行政のほうの考えということですか。逆に言うと、例えば幼稚園の担当の方がいますが、幼稚園の立場等というのも非常に興味深い。

・委員

実態としてどうなのかというのをちょっと聞いてみたいと思ったんですよ。

・会長

じゃあ、〇〇委員、よろしいでしょうか。

・委員

ちょっと各園、正直状況がばらばらだと思われるので、ちょっと正しいか、全体という回答は難しくて申しわけございません。

うちの園については、クラスの状況ですとか、もともといる在籍人数のことを考慮したところ、4歳からの途中というのうちの園ではお断りしているというのが今の現状であります。

理由としては、もう本当に定員とほぼもう同数程度の人数がいるということから、お断りをさせていただいているというのが今の現状ですよ。

ほかの園については、行政のほうでお願いできるかと思います。

・会長

ありがとうございます。途中から入ることによって、その児童が、例えば具体的に溶け込みづらいつか、もう既に子どもの世界がある中で入っていくというのは難しいだろうというのは予想がつくところですが、逆に、子育ての経験豊富なお二人から、今のお話について何かご意見があれば、ぜひお聞かせいただきたいんですけども、〇〇委員、いかがでしょうか。

・委員

うちの子が幼稚園のときとすると、20年弱ぐらい前の話なんですけれども、うちの子は3人とも年少から幼稚園に入りました。

年中さんから入ってくるお子さんも数名いました。その年中さんから入ってきたお友達と仲よくしていましたので、その辺はあまり問題はないかなというふうに、今のお話を聞いていて感じましたけれども、確かに保育園から幼稚園に移るといのは、ちょっと大変かなというのを感じました。

・委員

うちももう、二十歳を過ぎた子どもなんですけれども、市内の幼稚園にお世話になったんですけれども、うちの子が入園するときにはもう、朝5時から並んで入園の願書をもらわないと入れないぐらいな幼稚園で、本当に苦勞したんですけれども、でも途中入園というか、多分うちの子たちのときは道路の拡張で大分、お引越されの方がおられたので、途中というか、年中さんから入ってくる方が多かったですけれども、今、現状を多分お聞きすることによると、その幼稚園にはなかなか入れないという噂も出ているぐらい、多分ぎゅうぎゅうだと思いますので、その辺、やはり定員オーバーでない幼稚園なんかだと受入れはしていただけるでしょうけれども、やはり幼稚園のほうも定員でやっていらっしゃるの、ちょっとそういうのは。

子どもだから、入ってしまえば仲よくなれると思うんですけども、やはりそこは、現状としては人数というのがあるので、ちょっとそこは考えるところがあると思います。

・会長

ありがとうございます。先ほど、〇〇委員のほうから、ある意味、幼稚園の財政状況とか運営状況とかを考えれば、年少さんのときにしっかり埋まっていれば経営は安定した、質の高い幼稚園の指導が受けられるというところで空きがないというところかなというふうに思いますけども、特にこれは途中から入れないとかというわけではもちろんないでしょうし、それは受け入れる園のほうで、十分にその辺り、先ほどの子ども同士のお付き合いも含めて、配慮されて、引き受けられる場合は引き受けられるのかなというふうに思っておりますけれども、答えになっていますでしょうか。よろしいですか。

もう1人、ちょっとお聞きしたいんですけども、〇〇さん、いかがですか。

・委員

ありがとうございます。〇〇です。私もちょっと、専門的なことは分からないので、普段、子育て広場を開催しております、そちらで話題になったことなどをちょっと話していけたらと思うんですが、17ページの放課後児童健全育成事業ということで、私自身にも低学年の、2年生の子どもがおりまして、やっぱり放課後の過ごし方をすごく悩んでいるところで、幼稚園まではすごく手厚い預かりがあって、1年生になった瞬間に時時に帰ってくる。

やっぱり、私は働いていないのでそんなに感じたことはなかったんですが、働いているお母さんにとっては、この学童に入れないということがすごく致命的なところになる。

学童の申込み時期とお母さんたちの働く、仕事の決定時期がまた少しずれているのもあるし、正直、みんな入れないと言っていたんです。でも、今日、これを見ると、本当にこれは学校によってだと思うんですが、入れるんだなというのと、ここの数字に現れていない、入れないから働けないというお母さんたちがいると思うんです。

その方たちに情報をきちんと伝えられるような仕組みがあるといいなというふうに思いました。学童は今、きちんと空いているから働いていいよという、情報共有ができるといいなと思います。

・会長

ありがとうございます。今、最後ちょっと大変重要なご示唆をいただいたんですけども、やっている事業に対しては、これまでも市のほう、一生懸命やっていただいたと思うんですけども、今、お話があったような事業の周知ですよね。例えばこれ、産後うつの問題であるとか、妊産婦の問題であるとか、どこに頼ればその情報が手に入れられるのかとか、どこに相談すればこれを解決していただけるのかとか、そういうやっぱり情報をどうやって入手していくのかというのは、非常に重要なファクターだというふうに思っているんです。

もちろん、行政のほうも一生懸命、事業の周知に努めていると、先ほど発言も何度かございましたけども、やっぱり市民の皆さんのほう、一生懸命周知作業を、またさらに工夫をしていただけて頑張ってくださいというところが重要になってくるのかなというふうに感じたところです。

そこで、その悩みとか、そういう子育てとか、また虐待も含めてなんですけど、今日初めてお越しいただきました〇〇委員なんですけども、今、職場、児相だと思うんですけども、もしよろしければ、この子育てに関連してでも、また最近のトレンド等でも、皆さんにいろいろ情報提供をいただければありがたいと思いますけども、よろしく願いいたします。

・委員

それでは、簡単にご説明させていただきたいと思います。

大体、今、小平児童相談所は9市を管轄しております、管轄人口、全体で115万人ぐらいいる大規模なものになっています。

全体の相談件数も、年々上がっておりますし、そのうち虐待の相談件数も右肩上がり

いう感じなんですけれども、大体今、全体の相談件数の6割ぐらいが虐待相談になっています。

虐待相談の中でも、一番多いのが心理的虐待ということで、暴言とかそういったもののほかに、近隣からよく入ってくるのが泣き声通報です。あとは、警察さんから入ってくるのは夫婦げんかの目撃ということが心理的虐待に該当しますので、その2つが多くなっているところですよ。

泣き声通報、本当に近隣のお付き合いがどうしても薄くなっているんで、顔も見たことがないんですけども、この家から泣いている声がするというようなご相談が、今、「189」という全国の共通のダイヤルで、虐待があるなと思ったらその無料ダイヤルにかけてくださいということで、大分、周知は進んでいきまして、小平児童相談所でも大体虐待相談の10%ぐらいは、その「189」から入ってくるご相談なんですけれども、近隣の方が心配してご連絡いただくというような状況になっています。

小さい赤ちゃんの泣き声みたいなことというのは、やはり育児でお困りの方が、恐らくお母様方、お父様方多いかと思うので、そういったご相談、できればその地域の身近な相談機関である子ども家庭支援センターさんですとか、あと本当に赤ちゃんなんかですと保健師さんですとか、そういった地域の皆様のご支援が非常に大切だというふうに思っています。

何でもなければいいんですけど、やはり不安を抱えていらっしゃるご家庭、多いと思いますので、今回のこの点検シートの中でも拝見しましたがけれども、特に私ども児童相談所の関係するところと言うと、養育支援訪問のあたりです。9ページになりますけれども、実績を拝見しますと、コロナが少し落ち着いたというところもあるかと思うんですけれども、令和2年度から3年度にかけて、大分、利用の実績が増えているというところもあります。地域のほうでそういったリスクの高いご家庭のほうをフォローしていただけているということで、非常に児童相談所としては東久留米さんを頼もしく思っているところです。

以上です。

・会長

大変ありがとうございました。虐待の形といいますか、そういったものも、ちょっと時代とともに、またコロナという特別な事情を踏まえていろいろと精神的にも変わっている状況が非常によく理解できました。ありがとうございます。

それでは、まだ2人の委員からご意見、お伺いしていませんけれども、一旦ここで次の次第にさせていただきますので、〇〇委員それから〇〇委員についてはその後、ちょっとご意見をお聞かせいただければと思いますので、振り返りでも結構でございますので、よろしくお願いたします。

4 その他

・会長

それでは、次第4「その他」として報告等、事務局、よろしくお願いたします。

・事務局

それでは、その他としまして、まず東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画の改訂につきまして、ご報告をさせていただきます。

資料3をご覧ください。

東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画は、東久留米市子ども・子育て支援事業計画における幼児期の教育・保育提供体制の確保を具現化するとともに、東久留米市財政健全経営計画実行プランにおける保育園への民間活力の導入を具現化するための計画として位置づけているものです。

令和4年8月に本計画を改訂いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、概要ですが、市では待機児童解消策として、認可保育所等の施設整備や公設公営保育園の民営化、民間化など保育の提供体制の確保などに取り組んできたことにより、現在、子ども・子育て支援事業計画において目標としている各年齢区分における保育の提供体制が同計画の量の見込みを上回る状況となっております。

また、令和3年度には、本計画の上位計画の1つである東久留米市財政健全経営計画実行プランの改定において、公設公営保育園での民間活力の導入について、改定前の民営化、委託化の推進、民間化の推進の2つの項目を公設公営保育園への民間活力の導入を推進し、民間から提供される保育サービスへの転換を図るといった実施概要として保育園への民間活力の導入の1項目に整理いたしました。

こうしたことから、財政健全経営計画実行プランの方向性のもと、保育ニーズと提供体制の均衡を図りながら、改めて公設公営保育園における民間活力の導入の手法などについて整理するため、本計画を改訂いたしました。

改訂の要点としましては、公設公営保育園への民間活力の導入に当たり、民間化に加え、民営化もその手法として整備したこと、また、これまでの待機児童解消策や施設整備計画などの時点修正、あと文言修正を行っているものでございます。

それでは、内容につきましてポイントを絞ってご説明させていただきます。

資料2の実施計画のほうをご覧ください。

まず、1ページを開いていただきまして、第1章、計画の策定に当たっての計画の趣旨でございますが、こちら市立保育園の表記を公設公営保育園とした文言修正のほか、変更はございません。

めくっていただいて、2ページの計画の期間でございますが、こちらの期間は財政健全経営計画の実行プランに合わせて令和8年度までとなっております。

隣の3ページ、第2章、これまでの待機児童解消策と保育ニーズの見込みにつきましては、これまでの待機児童解消策等について時点修正を行っております。

めくっていただいて5ページ、第3章、保育サービスの施設整備につきましては、施設整備計画の中の時点修正を行っております。

2枚めくっていただいて8ページ、第4章、公設公営保育園での民間活力の導入につきましては、1、民間活力の導入についてですが、民間化の内容だったものを民営化・民間化の両方に合った内容に変更しております。

ページの一番下の(2)のところでございますが、この部分につきまして、改訂前の最終的には市立保育園の全園の民間化を目指しますという記載から、将来的には公設公営

保育園の全園に民間活力の導入をめざしますという記載に改訂されております。

めくっていただいて10ページ、2、民間活力の導入の取り組みでは、公設公営保育園での民間活力の導入に当たり、民営化、民間化の取組による検討を進めていきますとして、民営化、民間化の取組について整理をしております。

(1) 公設公営保育園の民営化ですが、当市はこれまで3園を公設民営化、2園を民設民営化してまいりました。改訂後の実施計画におきましては、協定による市町村との連携を明確にしつつ、設置主体に、設置のインセンティブが働く運営形態になる公私連携型保育所も、民営化の手法の1つとしてまいります。また、民営化では、引継保育を行うことを原則としております。

(2) 公設公営保育園の民間化では、これまでの民間化の説明を整理して記載しております。こちらの民間化の定義についてですが、本計画では民間から提供される保育サービスを積極的に活用することで、多様な保育サービスの提供による保護者の選択肢の拡大や、保育園の運営に係る経費の縮減が図れるとともに、費用を発生させずに公設公営保育園の老朽化への対応といった課題が解決できる効果があることを勘案し、施設の老朽化の程度などを踏まえ、公設公営保育園を閉園し、民間サービスへの転換を図ることを公設公営保育園の民間化と定義しております。

民間化する公設公営保育園は、低年齢児から段階的に募集を停止しますが、在園児は当該での卒園を保障します。また、民間化では引継園を整備する必要性が生じないため、引継保育は行いません。

次に、めくっていただいて12ページ、第5章、計画の推進に向けてにつきましては、表の確保方策などの数字について時点修正をしております。

実施計画の改訂についてのご説明は以上になります。

・会長

ありがとうございます。皆さん、どう思われたか分かりませんが、私から一言、言えることは、言葉遊びにならないで、実のある、実効性のある内容を進めていただければというふうに思います。非常に似たような言葉が文言修正でありますけれども、言葉遊びにならないように、内容をしっかりと注視して今後も進めていただければというふうに思います。

それでは、続いて資料4のほうを併せて、事務局のほうからよろしいでしょうか。

・事務局

それでは、東久留米市高校生等医療費助成事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

この事業の概要でございますが、今回、東京都が高校生等を養育している方に対しまして、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図ることで、子育ての支援に資するといったことを目的に、令和5年度、来年度からでございますが、高校生等に係る医療費の一部を助成する、こういった制度を新たに作るということがございます。

このことに伴いまして、東久留米市においてもこの当該制度を導入いたしまして、令和

5年4月、来年4月からでございますが、事業を開始すると言ったものでございます。

この事業の対象でございますが、こちら先ほども申し上げましたが、高校生等を養育する方等に対しまして、高校生等に係る医療費の一部を助成するといったものでございます。

ここで、高校生等とはということなのですが、こちらは15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者という期間の方になってございます。

また、高校に在学している方に限定しないといったことで、高校生等としているところでございます。

この事業の仕組みでございますが、こちらは義務教育就学児医療費助成制度、小学校から中学生の医療費助成制度でございますが、こちらと同様に所得制限がございます。それから、通院に当たりましては、1回当たり200円の本人負担が生じるという形のものでございます。

最後、開始日でございますが、こちら先ほども申し上げましたが令和5年4月1日より事業を開始するということで、今後準備を進めてまいるといったところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

・会長

ありがとうございます。それでは、ちょっとここまでのところで、まだ発言いただいております、〇〇委員のほうから、ここまでのところで何かご感想、またご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

・委員

ありがとうございます。これまでの話を聞いた中で私が思ったこととしましては、近年、コロナ禍ということでございまして、都内などでは在宅勤務というのが割と多くなっている、学童クラブなどもそれによって利用する頻度が減ったというようなことで退会をされるなどということが非常に多く出ております。

そういったことによりまして、あるいは転出をして、どこか都内でなくてもいいところに行くというような場合もありますが、東久留米市においては、そういったような動向というのをどのように掴まれているのかなど。転入される方が多いのか、それとも転出していく方がいらっしゃるのか。それとも、そんなに変わりはないのか、といったところも調べていくことによって、ある程度確保の数にも影響を及ぼすのかなというようなことを1つ思いました。

2つ目としましては、民間活力の活用というお話が先ほどありましたけれども、民間活力というと、どうしてもプレゼンの仕方なんかにもよるんでしょうけども、マッチする業者とそうじゃない業者というのが出てくるんですね。そうなりますと、ある特定の業者に偏って、どうしてもそこが落ちていくと、言葉は悪いですけど。そこを指定管理なり何なりということでリードを取っていくということが出てくるんですけども、そうなりますと、やはりどうしてもあまり競争意識がなくなってくるというところがありますので、そうなるにつれてサービスの低下につながるのか、そういったようなことも出てくるかなというふうなことがありますので、そういったものも、慎重に業者の選択をされると

というのがよろしいのかなというふうなことを思いました。

さらに、3つ目なんですけど、今、資料の4を拝見してまして、この18歳に達する日以降のというところで、この18歳というのがちょっと引っかけたんですけども、高校生等というのはいいんですけれども、じゃあ何らかの理由でもって、高校に在学をしながら19歳になった人は支援の対象にならないのかなというのが、素朴な疑問としてちょっと思いました。

以上、3点ほどございます。ありがとうございます。

・会長

ありがとうございました。事務方、まず1点目、人口の流動性などは長期計画とかでも数字が出ていると思いますけども、またご説明いただければと思います。

・事務局

ご質問の1点目の転出、転入の部分でございますが、例えば未就学児の状況を見ますと、0歳から1、2歳にかけては、比較的推計に沿った形で、当市においては人口が減っている状況でございます。

一方、3、4、5歳ぐらいの年齢になりますと、減っている年もあれば若干増えている年もあって、数年のスパンで言えば、やや減少傾向といったところで留まっているというような状況でございます。

そのあたりの分析をどう見ていくかというところでございますが、一因としては、まだ当市の中で宅地化されるような場所だったり、マンションが新たに建ったりというような状況がある中で、転入されてくる方がある一定いて、それが子どもが減っていくところを下支えして、そこまで大きな減少にならないような状況になっているのかと。

あくまで、担当課のレベルでの分析ですけども、そのように考えているところです。

・会長

続きまして、民営化等で業者選定のところのご質問でしたけれども、そちらもお願いいたします。

・事務局

先ほどご説明させていただきました実施計画の部分の、民間活力の導入についてのご質問でございますけれども、今の実施計画においては、手法を整備させていただいたということで民営化、民間化の取組を今後検討を進めていくというような形になってございます。

委員からご指摘いただきましたサービスの低下にならないようにということも、配慮しながら検討については進めてまいりたいと考えてございます。

・会長

最後、高校生等医療費助成事業の18歳という部分についてのお考えをよろしくお願いたします。

・事務局

今回のこの制度、事業の部分でございますけども、今回、東京都のほうが新たにこういった制度を創設するということから、その事業のスキームに則って今回、当市でも事業を開始させていただくということを今、考えているところでございます。

今、お話もございました高校、大学の中で19歳という、そういった生徒さんもいらっしゃるということはあるかと思えます。今回の制度そのものが18歳に達する日以降、最初の3月31日までというような区切りのある制度となつてございますので、そういったところでご理解いただければというふうに思っております。

・会長

基本的に、東久留米市、東京都の決められたところに準拠してというところですので、こういう整理かと思えますが、今、〇〇委員からお話をいただいて、実際ちょっと横道にそれますが、テレビのあるクイズ番組で、そこで高校生クイズをやっていて、そこに高専の人が出て優勝したんです。それ、高校生と言っているのかと、二十歳、19歳というところ。

恐らくこれ、成年制度にも引っ張られている内容ではないかなと予測されます。18歳から成人というところの中で、そこまでは一律200円の個人負担、本人負担でというようなことが制度設計の中に考えられているのではないかなというふうに思いますが、委員ご指摘のとおり、確かに例えば療養されていて高校生の期間が長引いてしまったというケースも当然考えられるので、恐らくそういったことは、また改めて東京都と事務の段階でまたご検討されるのではないかなというふうに思っているところでございます。どうもありがとうございます。

では、最後、隣、〇〇委員、お願いします。

・委員

感想ですけど、他の自治体と同様に、本市でも幼児や学童の保育について受け皿を拡大したりとか、新型コロナウイルス感染症の影響があつたりということで待機児童の解消に向かいつつあるなというところを感じました。

本当に、昨今の経済状況であるとか、家族の形の多様性であるとか、そういった子どもをめぐる環境も予測が難しくなっている中で事業を進めていく必要があつて、ここに掲げられたような事業について行政側で考えていくのも大変だなと思いました

またニーズ等、行政が提供できるもの等を、お分かりいただくのも大事ななというふうに思いました。

・会長

ありがとうございます。私の大好きなビールも、来月から値上がりするというところで、家計を非常に、円安も含めて圧迫している中で、養育者の経済状況というものが直接的に、例えば暴力だつたりとか虐待だつたりとか、またネグレクトであつたりとか、そういったところに波及しないように、市の皆さんにおかれましてもしっかりとした制度設計の中で注視していただければというふうに思います。

それでは、事務局から、続いてほかに何かございますでしょうか。

・事務局

その他の事項として、もう1つ市内の幼稚園、認定こども園などへの移行予定に関する情報提供がございます。

神山幼稚園についてですが、令和5年4月1日付の認定こども園への移行に向けて、今、手続を進めているところでございます。今後は、東京都への申請に合わせ、この子ども・子育て会議でも利用定員に関する答申をいただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

また、子ども・子育て支援新制度へ移行する幼稚園に関しまして、もう1つこの場で情報提供がございます。自由学園幼児生活団が、令和5年4月1日付で子ども・子育て支援新制度への幼稚園に移行する予定でございます。この点につきましても、今後この子ども・子育て会議で、利用定員に関して答申をいただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

・会長

ありがとうございました。事務局から、ご説明がありました。

最後になりますけど、副会長から一言、お願いします。

・副会長

ちょっと感想、質問等を含めて2点ほどお話をさせていただきたいと思います。

1つは、先ほど虐待等の状況などをお聞きして、私たちの保育園も東久留米市子ども家庭支援センターさんとも本当にしょっちゅう連携を取らせていただいて、とても丁寧に担当の方も対応していただいて、保育園で、やはりちょっと支援が必要ではないかなというご家庭に寄り添ってくださるという日常はあるんですが、やはりそこから例えば、ショートステイが利用できたらうち、もうちょっと楽になるじゃないかなとか、養育支援ヘルパーさんに入ってもらうといいんじゃないかなという、そのハードルが非常に、ご家庭の受止めとしても高いという。その手前までは、私たちも行くんですけども、その先のもう1歩というのがなかなかうまく行かないというのが保育園の中で現状としてあります。

何かそういったところ、どういうふうにお伝えしたらいいのかなというところを、もう少し、児童相談所の現状などもお聞きできたらと思ったのが1つ。

あともう1つは、先ほど会長のほうからも言葉遊びにならないようにというお言葉がありましたけれども、公設公営園の民間活力の導入とか、民営化とか、公私連携型保育所とか、いろいろ言葉は出てくるんですけども、じゃあ民間活力の導入と民営化って具体的には何が違って、どういう方向性なのかというのが、ちょっと私も、なかなかずっと理解ができなかったので、何かもう少し補足説明をいただければというふうに思いました。

以上、2点です。

・会長

よろしいですか。お願いします。

・事務局

今、実施計画の民間活力の導入の部分でご質問をいただきました。

資料2の8ページを見ていただきたいですけれども、こちらが第4章の民間活力の導入のページになるんですけれども、(1)の民間活力の導入の効果としまして、アとして民間活力への転換を図ることで、多様なニーズに応える保育サービスが提供でき、保護者の選択肢の拡大が図られる。

また、イとしまして、保育園の運営に係る経費の縮減が図れる。

ウとしまして、これ公設公営保育園になるわけなんですけれども、施設の老朽化への対応といった課題が解決できる。

そういったところの効果を見て取り組みを、考え方としてはその下、(2)のアになりますけれども、施設の老朽化の程度や開設年月日、集合住宅等の建て替えの動向、活用できる公有地の有無、保育園の点在を踏まえて、保育士等の退職者数を勘案しながら、順次、民間活力の導入を進めていくと。

また、イとしまして、民間活力を導入する公設公営保育園の人員を活用して、保育士等が退職したら、原則として不補充とする。ウとしまして、先ほどご説明させていただいたことですけれども、将来的には公設公営保育園の全園に民間活力の導入をめざしていくということで、効果としては(1)のほうでご説明させていただいたところになるかと思えます。

・会長

よろしいですか。では、ほかに事務方のほうから何かございますか。お願いします。

・事務局

点検・評価の部分なんですけれども、本日議論をしていただきまして、今後は事務局の方で本日の議論を基に対応させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

・会長

皆さん、いかがでしょうか。このベースで、このまま進めていただくということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、次回の日程を確認したいと思います。事務局、よろしく願いいたします。

・事務局

次回会議の日程に関してでございますが、次回会議に関する資料の一部を皆様の机上に今、配付させていただきたいと思えます。

次回会議の日程につきましては、10月下旬を予定しております。

議題に関しましては、東久留米市学童保育所の運営方針 令和4年8月改定素案について

てなどを予定しております。

なお、この改定素案につきましては、10月よりパブリックコメントを実施いたします。次回開催の会議では、本件について、前回同様に委員の皆様からもご意見をいただくという予定となっております。

それでは、次回会議の詳細が決まり次第、改めてご連絡をさせていただきます。

なお、今年度はあと2回ほど会議の開催を予定しておりますが、来年度も含めた今後の会議スケジュールについて、詳細が決まり次第、今後の子ども・子育て会議でお示しをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

・会長

ありがとうございます。パブコメもされるということで、非常に重要な案件かというふうに思いますが、この委員会の性質といたしましては、諮問機関でございますので、それをもって皆さんに意見は聞く予定ではございますけれども、そのあたりはご承知のほどよろしくお願いたします。

これで、今日予定していた内容は最後になりますけど、私のほうからちょっと一言、情報提供を、既に皆さん、ご承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、8月22、23日で、スイス・ジュネーブにおいて国連の会議がございました。そこで、非常に大きな勧告が決定されまして、9月中旬に日本政府に国連の方から勧告ということで指摘がありました。

特に、子どもに関係することですと、日本が2014年に権利条約に批准してから、2016年に障害者差別法を施行しまして、日本もいわゆる障害者に対する権利をしっかり擁護していくという姿勢を取っているわけなんですけれども、今回、国連から勧告された内容というのは分離教育を改善しろということです。

日本において、特別支援学校というのがあります。非常に質の高い指導を行っておりますし、そこで享受されるいろんなものがありますが、一応、言葉を選ばず言えば、国連のほうからそれはならんということで、インクルーシブ教育の観点からそのポイントを指摘され、勧告されております。

この勧告に対して、日本政府は公式に見解を出しておりまして、引き続き、国連に対して我々が持っている考えをお示しし、結論的には特別支援教育はそのまま継続するというような意見を出しております。

この国連の勧告に対して、国連のいわゆる障害者権利条約に批准している各国というのは、基本的には国としてそれを守る必要が当然あるわけです。この辺り、今後、日本政府がどのような判断をしていくのか、またどのような見解をしていくのか。NGOを含めて非常に注視しているところでございますが、子ども・子育ての会議の中においても、障害児における療育支援であるとか、サポートというのは非常に重要になっております。

今日も私、午前中からずっとここにかけまして、発達支援センターのところ、ぐるっと回って子どもたちを見てきたところでございますが、いろんな問題が山積している中で、今回9月に大きな国連の勧告があったということ、改めてちょっと皆さんにご報告させていただいて、今日の会議を終了させていただきたいと思っております。

5 閉会

・会長

どうもお疲れさまでした。

以 上